

小都市幼児施設のあり方について（答申）

1. はじめに

小都市幼児施設審議会（以下、「本審議会」）は、令和6年11月27日、小都市長より「小都市幼児施設のあり方について」諮問を受けた。

現在、我が国では、様々な背景や価値観を持つ人たちが多様性を認め合い、ともに支え合い活躍できる社会づくりを目指しており、より包摂的で、誰もが安心して暮らせる「共生社会の実現」に向けた取り組みが進められている。

こども政策に関するも、令和5年度のこども家庭庁の発足以来「こども基本法」に基づいて「こどもまんなか社会」を目指すこととされており、児童虐待やヤングケアラー、こどもの貧困や不登校など「子どもの最善の利益」が脅かされている状況の中、こどもたちの豊かで安全・安心な暮らしと健やかな育ち、心地よく子育てができる環境を地域社会とともに築いていくことが求められている。

このことを受け、本市においても、保育ニーズの増加に対応した保育士確保、幼稚園ニーズの減少への対応、児童発達支援や児童虐待の増加に伴う対応の強化、インクルーシブ保育の充実、地域の子育て世帯の孤立化や子育てに不安感や困り感を抱える保護者への支援など様々な課題への対応が求められている。

本審議会では、これら国の動向や社会情勢、本市の抱える課題等を踏まえ、今後の新たな状況に適応した公立保育所・公立幼稚園のあり方や子育て支援センターの機能について審議を行い、ここに答申するものである。

2. 審議会答申について

本審議会において出された各委員の意見や考え方には多様性があり、多角的な観点から様々な意見をいただいている、いずれの意見も軽重なく重要かつ参考にすべき意見であることから、これらの意見を一つの結論に整理することは望ましくないと考えた。そこで、本審議会では、今後的小都市の政策判断に資する選択肢（参考にすべき事項）を豊富化することが重要であることから、各諮問事項に対する「共通意見」に加え「各委員の意見（整理）」を付して答申することとした。

3. 小都市幼児施設をめぐる現状と課題認識について

本審議会において審議を行うにあたり、まずは委員間の共通認識を図る必要があることから、小都市の幼児施設をめぐる現状と課題について説明を求めた。

（1）幼児施設をめぐる現状と課題

本市でも少子化に伴い年少人口（0-14歳）は緩やかな減少傾向に向かうものの、一方では、交通の利便性や住宅開発等により働き世代（30-44歳）を中心とした転入者が増加し

ている。そのため、核家族化や共働き世帯の増加と相まって保育ニーズは依然として高まっている。今後は「こども誰でも通園制度」による新たな利用需要の拡大も見込まれる。しかしながら10年後を見据えたときには、保育ニーズも次第に減少に転じ、緩やかな減少傾向に入ると推測される。また、年齢層によっても差異が生じ、0歳児の保育ニーズは減少し定員に余裕が見られる一方、3歳以上児は利用希望が増加し、定員超過の状況が生じている。

保育を取り巻く状況も、これまでの待機児童対策を中心とした保育の「量」の確保から、保育士配置基準の見直しや「こども誰でも通園制度」など保育の「質」の向上へと大きく転換している。ここでいう保育の「質」とは、こども一人ひとりを大切にした保育を実現するために必要となる物的・人的環境の整備や、乳幼児期から学童期初期（おおむね100か月）までの「育ちの連続性」を保障し、こどもの主体的な育ちを支えることを指すものである。また、保育士等が日々の保育実践を振り返り、互いに学び合うことも「質」を高める重要な要素である。しかしながら、保育ニーズの増加に伴う定数超過の状況や様々な行事・イベントの実施、配慮を要することへの対応などにより保育士の業務負担は増大しており、保育士不足は大きな課題となっている。

幼稚園ニーズについてはすでに減少傾向にあり、引き続き減少することが見込まれている。幼稚園と保育園の役割分担は明確ではなく、保護者のニーズとの乖離が生じていることも課題である。

また、子育て支援センターについては、育児休業制度の拡充等の影響により、0歳児の保育ニーズが減少する一方で地域での未就園児への子育て支援ニーズは高まっており、支援機能の充実が求められている。

（2）現状から考えられる主な課題

以上の状況を踏まえ、本市の幼児施設をめぐる課題として、次の点が挙げられる。

① 人口動態の二極化への対応

働き世代の転入による保育ニーズの増加と、将来的な少子化による児童数減少の双方を見据えた柔軟な施設運営と人員配置が求められる。

② 保育の「量」から「質」への転換と保育士負担の軽減

保育の「質」を保障しながら、保育士がこどもと向き合う時間を確保できる体制づくりが必要である。

③ 多様な背景をもつ子どもの包摂的支援の充実

発達課題や外国にルーツをもつ子ども、家庭支援を必要とする保護者など、多様な背景に対応できるインクルーシブな支援体制が求められる。

④ 地域における子育て支援ネットワークの再構築

地域での子育て家庭の孤立化や多様化に対応し、子育て支援センターが拠点機能を果たせるよう、行政・保育・地域・家庭の協働体制を整える必要がある。

(3) 審議にあたっての「二つの視点」

本審議会では、これらの認識に基づき、今後の幼児施設のあり方について審議するにあたって「二つの視点」から審議を行うこととした。

① 人口減少や少子化から生じる問題にどう対処すべきか

生産年齢人口の減少に伴う保育士確保の困難さ、少子化による園児数の減少にどう対処すべきかという視点。(現実的な課題対応)

② 今後のことと・子育て支援のさらなる充実に向けて

就労支援としての保育だけでなく、こども・子育て支援の充実を図ることによって、すべてのこどもが安心して自分らしく成長できる地域社会をどのように形成するかという視点。家庭・地域・幼児施設が連携した仕組みづくりと、子ども・家庭・地域を支える包括的な子育て支援の構築が求められる。(将来的な視点)

4. 質問事項について

(1) 今後の公立保育所のあり方と果たすべき役割（機能）について

① 保育士確保と業務負担の軽減による保育の「質」の向上

《共通意見》

・今後も一定の保育ニーズが見込まれる中で、待機児童対策とあわせて保育士不足への対応が不可欠である。

《各委員の意見（整理）》

・保育士がこども一人ひとりに丁寧に向き合う時間を確保し、専門性を十分に發揮できる環境を整えることが「質」の向上につながる。そのためにはICT活用や事務員配置、事務業務の外部委託などによる業務負担の軽減を進めるべきである。

・市と保育協会が協働で実施している「キャリアラダー研修」※1は、保育士の確保・育成に資する重要な取組であり、持続可能な人材確保につなげていくことが期待される。キャリアラダー研修の継続・発展を通じて、初任者から中堅・リーダー層まで体系的に育成する仕組みを維持・拡充すべきである。特にミドルリーダーが初任者を支える体制づくりが、保育の「質」の向上と保育人材の定着に寄与する。

・「年間行事に追われてこどもとゆっくり関われない」という課題があるため、前年踏襲ではなく、こどもの発達や家庭状況を踏まえた行事の取捨選択と再検討が必要である。

・保育士の増員が難しい場合には、現状の保育士数を維持しながら公私連携による業務分担や重点配置を進め、限られた人材を有効活用することが求められる。

・保育士の離職防止に向けて、心理的安全性の確保や人間関係支援など、働き続けやすい職場づくりを推進する必要がある。

・保育の「質」の向上においては、保育士の保育に対する思いや保護者の願いなどが反映された保育が実践されなければならない。そのためには、保育士や保護者とのこどもの保育に対する思いを丁寧に把握することが必要。

② 公立保育所のリーダーシップとインクルーシブ保育の充実

《共通意見》

- ・公立保育所は、発達課題や特別な配慮を要するこどもへの対応や緊急的保育など多様な保育ニーズを受け入れる公共的機能を有しており、今後も市内保育所全体をけん引（リード）していく役割と先行的な保育実践が求められる。
- ・公立保育所は、これまで培ってきた人権・同和保育の取組を基盤とし、障がい・国籍・年齢などの違いを超えて共に育つ「インクルーシブ保育」※2を実践していく必要がある。

《各委員の意見（整理）》

- ・待機児童解消のため定数を引上げての受け入れは保育士の負担増につながるため、まずは公立保育所が率先して定数内保育への段階的移行を進めるべきである。
- ・公立保育所の正規職員が3園に分散している現状を見直し、限られた人材を重点的に配置するモデル園の設置など、組織体制の再構築を検討する必要がある。
- ・これまでの人権・同和保育の取り組みを基盤としながら、今後、公立保育所が率先してインクルーシブ保育を実践し、市全体の保育の「質」をけん引していくことが期待される。

※1. キャリアラダー研修：保育士が成長段階に応じて必要な知識・技術・態度を段階的に習得することを目的とした研修体系であり、初任者から中堅・リーダー層までのキャリア形成を支援するもの。

※2. インクルーシブ保育：障がいの有無、国籍、年齢などに関わらず、すべての子どもを分け隔てなく同じ環境で共に育てる保育の取組。

（2）公立保育所における子育て支援センターの拡充について

《共通意見》

- ・子育て世帯の孤立化やコミュニティの希薄化が進む中で、保護者が不安感や困難を抱えやすい状況が生じている。このため子育て支援センターは、地域の未就園児やその家庭への支援を担う拠点施設として、相談・交流・学びの機能を一体的に提供する場として機能強化が求められる。
- ・そのためには、乳幼児期の育ちを家庭・地域・公立保育所が連携して支える仕組みづくりが重要であり、これにより、保護者の孤立を防ぎ、地域全体で子育てを支える意識の醸成が期待される。

《各委員の意見（整理）》

- ・支援が必要な家庭に情報が十分届いていないため、周知・広報の工夫が必要である。
- ・心理的ハードルを下げ、気軽に立ち寄れる、相談しやすい、開かれた場づくりを推進することが必要である。
- ・気軽に子育て支援センターに足を運んでもらうために、駅付近のスペースを活用して分

散型で出張ひろばを展開するなど、もっと沿線（西鉄、甘鉄）を活用し、駅周辺や沿線地域での分散型・出張型ひろばを展開しアクセス性を高めるべきである。

- ・超少子高齢化を見据えたとき、高齢者との交流事業や多世代型カフェなど、地域共生型の取り組みを進めることが望ましい。
- ・共働き世帯が利用しやすいよう、休日開催のイベントを増やしてはどうか。
- ・地域子育て支援拠点事業の「量」の見込みについては、少子化に伴う児童数の減少とは比例しないため、まずは地域の子育て支援センターのニーズを正確に把握する必要がある。地域ごとのニーズを正確に把握し、施設整備を含めた拠点機能の再構築を検討すべきである。
- ・公立保育所における子育て支援センターの機能充実については、施設整備等も視野に入れた検討を進める必要がある。

（3）今後の公立幼稚園のあり方と果たすべき役割（機能）について

《共通意見》

- ・公立幼稚園は、発達課題を抱えるこどもや外国にルーツを持つこどもなど、多様な背景や特性をもつ幼児が通園しており、こども一人ひとりに柔軟に対応し、多様な教育・保育ニーズに応じた環境を提供している。公立幼稚園は、包摂的で質の高い幼児教育を地域に提供する重要な役割を担っていると考えられる。
- ・全国的には幼稚園ニーズが減少傾向にあるものの、本市では共働き世代の転入が増加しており、3～5歳児はむしろ増加傾向にある。これを踏まえ、保護者の多様な要望に応えるために給食や延長保育などの新たな保育機能の充実と体制の拡充を図る必要がある。
- ・幼稚園・小学校との接続を意識した教育・保育の連続性を確保することが重要である。そのためには、児童発達支援センターの専門職との連携を強化し、幼児期の発達や学びを総合的に支える体制づくりとして認定こども園化を進める必要がある。

《各委員の意見（整理）》

- ・小郡幼稚園の発達巡回相談事業はこぐま福祉会の経験豊富な保育士や公認心理師が行っており、保育の困り感の解消や保護者支援につながっている。その後も学校や支援機関との連携体制の強化が必要である。
- ・共働き世帯の増加に対応するため、土曜保育や延長保育の導入を検討すべきであるが、職員の働き方改革と両立させる工夫が求められる。
- ・保護者負担の軽減と教育活動の充実の両面から、給食の実施は不可欠である。
- ・保育ニーズに対応しつつ教育機能を保持するためには、認定こども園への移行は避けられない。
- ・今後も継続して多様な保育ニーズに対応するためには、幼稚園教諭が自らの専門性を再確認するとともに、教諭同士が学び合い、「教える」から「共に育つ」へと意識を転換する

研修や学びの機会の充実が必要である。

5. おわりに（提言として）

本審議会は、「小都市幼児施設のあり方」について、国の動向や社会情勢、本市の実態および今後の課題を踏まえ、慎重かつ多角的な審議を重ねてきた。その結果、今後的小都市における幼児施設の運営やこども・子育て支援のあり方に関して、答申と併せて以下の提言を行う。

（1）保育の「質」の向上に向けた職員の意識調査と実態把握

保育の「質」の向上においては、保育士の保育に対する思いや保護者の願いなどが反映された保育が実践されなければならない。そのためには、意識調査やアンケート等により保育士や保護者との子どもの保育に対する願いや思いを丁寧に把握すること。

（2）「はじめの100か月の育ちビジョン」※3に基づく「育ちの連続性」の保障

乳幼児期から学齢期初期にかけて「育ちの連続性」を見据えた施策を市全体で共有し、保育所・幼稚園・子育て支援センター・小学校が連携した体制を構築すること。

（3）公立幼児施設の機能強化と公私連携による全体最適化

公立幼児施設で培った実績や専門性を市内全体に還元できるよう、私立幼児施設との連携・研修・人材交流を推進するとともに、インクルーシブ保育の実践など保育の「質」をともに高める協働体制を構築すること。

（4）子育て支援センターのネットワーク化と地域共生社会の推進

地域での子育て支援センターと幼児施設（公私）との連携を強化し、多世代交流や地域資源の活用を含めた地域共生型のこども・子育て支援を推進すること。そのため、地域において子育て家庭を孤立させないネットワークを構築すること。

（5）公立幼稚園の幼児教育センターとしての役割の明確化

小郡幼稚園の幼児教育センター的役割について、配慮を要する幼児へのきめ細やかな支援等の内容を明確化すること。

※3. はじめの100か月の育ちビジョン：幼児期までの子どもの育ちに係る基本的なビジョン。子どもが小学校に入るまで人生を幸せな状態（ウェルビーイング）で過ごすために、社会全体で大切にしてほしい考え方をまとめたもの。（出典：こども家庭庁）

本審議会は、子どもを“育てる”対象としてではなく、子ども自身が主体的に“育つ”存在であることを社会全体で理解し、支えることが重要であると考える。子どもの育ちは家庭や幼児施設のみならず地域社会全体の関わりの中で培われるものであり、「子どもと共に育つまちづくり」こそが今後的小都市の子ども施策の根幹となることを期待するものである。